

# 第125期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時

## 場所

ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール  
東京都江東区東陽六丁目3番3号

当日のご来場をお控えください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

ご来場の株主様へのお土産はございません。



「スマート行使」と「ネットで招集」で  
議決権行使が簡単・便利に  
パソコン・スマートフォン・タブレット  
端末からもご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/1812/>



鹿島建設株式会社

証券コード：1812

## 目次

■ 株主の皆様へ	2
■ 第125期定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使方法についてのご案内	5
■ 「ネットで招集」についてのご案内	7
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役13名選任の件	11
第4号議案 監査役1名選任の件	23
(添付書類)	
■ 事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	25
2. 会社の株式に関する事項	42
3. 会社役員に関する事項	44
4. 会計監査人の状況	52
5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	53
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	57
連結損益計算書	58
連結株主資本等変動計算書	59
■ 計算書類	
貸借対照表	60
損益計算書	61
株主資本等変動計算書	62
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	63
会計監査人の監査報告書 謄本	65
監査役会の監査報告書 謄本	67
(ご参考)	
■ 当社グループの主な完成工事	69
■ 技術開発	71
■ トピックス	73
■ ESG (環境・社会・ガバナンス) への取り組み	75
■ 株主メモ	78

## 株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第125期定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループは当期を開始年度とする「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）」に基づき、建設事業と開発事業を中核として、国内外で事業を推進しております。当期の業績につきましては、計画に掲げた国内建設事業の生産能力増強や競争力向上に加え、従前から取り組んできた海外市場における事業基盤の構築と戦略的な投資の成果として、計画を上回る水準の業績を確保することができました。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症に加えて、ウクライナ情勢などの地政学的リスクにより、先行きの不透明な状況が続いておりますが、経営環境の変化や社会的要請に適切に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役社長

天野 裕 正

## 経営理念

全社一体となって、  
科学的合理主義と人道主義に基づく  
創造的な進歩と発展を図り、  
社業の発展を通じて社会に貢献する。

(証券コード 1812)  
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目3番1号  
鹿島建設株式会社  
代表取締役社長 天 野 裕 正

## 第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までにご入力又は到着するようご返送をお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第125期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第125期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役13名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

## 株主総会招集に関するご留意事項

1. 議決権行使は、「インターネット」又は「議決権行使書の郵送」による事前行使をお願い申し上げます。
2. 本総会においては、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
3. 当日の総会会場においては、感染リスク低減のため、株主様の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年に比べ大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
4. 本総会においては、お土産のご用意はございません。
5. 本総会は、円滑かつ効率的な議事進行を目指しております。そのため、質疑応答については、お一人様1問までとさせていただきます。
6. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。)
7. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kajima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
8. 開催日時及び開催場所の変更並びに添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kajima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記4つの方法がございます。

## ● 「スマート行使」によるご行使



**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶ 議決権のご行使につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

## ● 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分

当社の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

▶ 議決権のご行使につきましては、右頁をご参照ください。

## ● 郵送によるご行使



**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

## ● 株主総会へのご出席 **ご来場をお控えください。**



**株主総会開催日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使について

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使コード・パスワード入力によるご行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

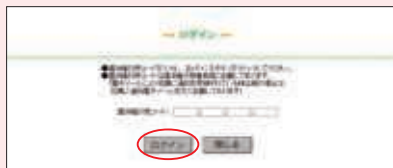
### アクセス手順

#### 1 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス



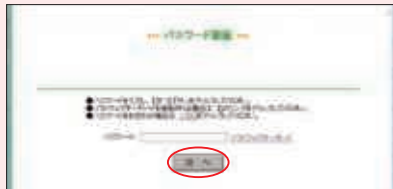
「次へすすむ」をクリック

#### 2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

#### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### 議決権行使ウェブサイト

ウェブこうし

<https://www.web54.net>



スマートフォン又はタブレット端末による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

#### ● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等と書面により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

#### ● パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
2. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

#### ● システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### ● パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行㈱  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

### 機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

## 「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/1812/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

### Point 1 「スマート行使」に簡単アクセス

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

### Point 2 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



### Point 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

地図・交通案内

### Point 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連携しています。



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は配当性向30%を目安とした配当に努めるとともに、業績、財務状況及び経営環境を勘案し、自己株式の取得など機動的な株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円00銭 総額15,294,937,542円

これにより、当期における配当金は、中間配当金27円を含め、1株につき年58円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 430億円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 430億円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条（電子提供措置等）は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会  (新 設)	第3章 株主総会  <u>(電子提供措置等)</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 定款第16条の変更は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役5名を含む取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、社外取締役及び社長を構成員とする人事委員会の協議を経て、取締役会で決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数(出席率)
1	おしみ よしかず 押味 至一 <span>再任</span>	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	あまの ひろまさ 天野 裕正 <span>再任</span>	代表取締役社長 社長執行役員 <span>人事</span>	11回/11回 (100%)
3	かやの まさやす 茅野 正恭 <span>再任</span>	代表取締役 副社長執行役員 土木担当	14回/14回 (100%)
4	こしじま けいすけ 越島 啓介 <span>再任</span>	代表取締役 副社長執行役員 海外事業本部長	11回/11回 (100%)
5	いしかわ ひろし 石川 洋 <span>再任</span>	取締役 副社長執行役員 営業本部長	13回/14回 (93%)
6	かつみ たけし 勝見 剛 <span>再任</span>	取締役 専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境 部・ITソリューション部管掌	11回/11回 (100%)
7	うちだ けん 内田 顕 <span>再任</span>	取締役 専務執行役員 財務本部長	14回/14回 (100%)
8	ひらいずみ のぶゆき 平泉 信之 <span>再任</span>	取締役	14回/14回 (100%)
9	ふるかわ こうじ 古川 洽次 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 <span>人事</span> ★ <span>ガ報</span> ★	14回/14回 (100%)
10	さかね まさひろ 坂根 正弘 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 <span>人事</span> <span>ガ報</span>	14回/14回 (100%)
11	さいとう きよみ 齋藤 聖美 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>女性</span>	取締役 <span>人事</span> <span>ガ報</span>	14回/14回 (100%)
12	すずき よういち 鈴木 庸一 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 <span>ガ報</span>	11回/11回 (100%)
13	さいとう たもつ 齋藤 保 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—

人事 人事委員会構成員 ガ報 ガバナンス・報酬委員会構成員 ★ 議長

## 【ご参考】取締役候補者の主な専門性と経験(スキルマトリックス)

- ◆当社グループが将来にわたり持続的に成長・発展するため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び適正規模を勘案したうえで、各分野で培ったビジネス、財務、技術等に関する知見を活かすことのできる能力を備えた人材を取締役候補者としております。

企業経営・ 経営戦略	財務会計	技術・IT	主な専門性と経験		政府機関	グローバル	業界の知見
			営業/マーケ ティング	法務/リスク マネジメント			
●		●	●				●
●		●	●				●
●		●	●			●	●
●			●	●		●	●
●			●				●
●	●			●			●
●	●					●	●
●			●		●		●
●	●			●		●	
●		●				●	
●	●					●	
				●	●	●	
●		●				●	



再任

1

おし み よしかず  
**押味 至一**

生年月日 1949年2月21日生  
所有する当社の株式の数 48,581株

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1974年4月 当社入社  
2005年6月 当社執行役員 横浜支店長  
2008年4月 当社常務執行役員 横浜支店長  
2009年4月 当社常務執行役員 建築管理本部長  
2010年4月 当社専務執行役員 建築管理本部長  
2013年4月 当社専務執行役員 関西支店長  
2015年4月 当社副社長執行役員  
2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
2021年6月 当社代表取締役会長  
現在に至る

**(重要な兼職の状況)**

(株)日本建築住宅センター 社外取締役  
東日本建設業保証(株) 社外取締役

取締役候補者とした理由

押味至一氏は、横浜支店長、建築管理本部長等を経て、2015年6月から代表取締役社長、2021年6月からは代表取締役会長を務め、また、取締役会の議長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督など取締役会の機能強化に努めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

2

あま の ひろまさ  
**天野 裕正**

生年月日 1951年9月26日生  
所有する当社の株式の数 34,700株

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1977年4月 当社入社  
2009年4月 当社執行役員 建築管理本部副本部長  
2012年4月 当社執行役員 中部支店長  
2013年4月 当社常務執行役員 中部支店長  
2014年4月 当社専務執行役員 東京建築支店長  
2017年4月 当社副社長執行役員 東京建築支店長  
2021年4月 当社副社長執行役員  
2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
現在に至る

取締役候補者とした理由

天野裕正氏は、中部支店長、東京建築支店長等を経て、2021年6月から代表取締役社長として業務執行の最高責任者を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

3



再任

かやの まさやす  
茅野 正恭生年月日 1951年2月12日生  
所有する当社の株式の数 29,810株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社  
 2007年4月 当社執行役員 東京土木支店長  
 2009年4月 当社常務執行役員 東京土木支店長  
 2011年4月 当社常務執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
 2012年4月 当社専務執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
 2014年4月 当社副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
 2014年6月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌  
 2015年9月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当、機械部管掌  
 2017年4月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当  
 2019年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当  
 2022年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木担当  
 現在に至る

取締役候補者とした理由

茅野正恭氏は、東京土木支店長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として土木担当を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

4



再任

こしじま けいすけ  
越島 啓介生年月日 1956年1月4日生  
所有する当社の株式の数 10,302株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社  
 2005年6月 カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長  
 2009年4月 当社執行役員 カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長  
 2010年7月 当社執行役員 海外事業本部長  
 2012年4月 当社常務執行役員 海外事業本部長  
 2015年4月 当社専務執行役員 海外事業本部長  
 2018年4月 当社副社長執行役員 海外事業本部長  
 2021年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 海外事業本部長  
 現在に至る

取締役候補者とした理由

越島啓介氏は、米国の子会社社長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として海外事業本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

5



再任

いしかわ ひろし  
**石川 洋**

生年月日 1959年3月9日生  
所有する当社の株式の数 2,575,053株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年7月 当社入社  
2000年6月 当社取締役 建設総事業本部営業本部副本部長兼企画本部  
2002年6月 当社常務取締役 営業担当  
2004年6月 当社専務取締役 営業担当  
2005年6月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長  
2007年4月 当社取締役 専務執行役員 営業担当  
2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業担当  
2019年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

石川 洋氏は、長年にわたり営業部門に携わり、営業本部長等を経て、現在、取締役副社長執行役員として営業本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

6



再任

かつみ たけし  
**勝見 剛**

生年月日 1956年9月26日生  
所有する当社の株式の数 27,036株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
2007年6月 当社関連事業部長  
2014年4月 当社執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌  
2017年4月 当社常務執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌  
2020年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、安全環境部・関連事業部・ITソリューション部管掌  
2021年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌  
2021年6月 当社取締役 専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌  
現在に至る

取締役候補者とした理由

勝見 剛氏は、関連事業部長、経営企画部長等を経て、現在、取締役専務執行役員として総務管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者  
番号

7



再任

うちだ けん  
内田 顕生年月日 1956年5月13日生  
所有する当社の株式の数 21,200株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社  
 2009年10月 当社海外法人統括部管理部長  
 2010年7月 当社海外事業本部企画管理部長  
 2012年12月 カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長  
 2015年4月 当社執行役員 財務本部副本部長兼主計部長  
 2016年9月 当社執行役員 財務本部副本部長兼資金部長  
 2017年4月 当社常務執行役員 財務本部副本部長兼資金部長  
 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長  
 2021年4月 当社取締役 専務執行役員 財務本部長  
 現在に至る

取締役候補者とした理由

内田 顕氏は、欧州の子会社社長、財務本部副本部長兼主計部長等を経て、現在、取締役専務執行役員として財務本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

8



再任

ひらいずみ のぶき  
平泉 信之生年月日 1958年3月28日生  
所有する当社の株式の数 1,000,443株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
 2004年4月 当社営業本部企画部担当部長兼建築管理本部LCM室兼開発事業本部資産マネジメント事業部兼(株)イー・アール・エス  
 2005年8月 財務省財務総合政策研究所 総括主任研究官  
 2007年8月 当社開発事業本部資産マネジメント事業部担当部長  
 2009年8月 当社退社  
 2009年9月 (株)アバン アソシエイツ顧問  
 2012年6月 当社取締役  
 現在に至る

(重要な兼職の状況)  
 (一財)鹿島平和研究所 会長

取締役候補者とした理由

平泉信之氏は、営業及び開発部門等に携わり、財務省財務総合政策研究所総括主任研究官を経て、2009年9月から株式会社アバン アソシエイツ顧問、2012年6月から当社取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

社外

独立

ふるかわ こうじ  
**古川 洸次**

生年月日 1938年4月26日生  
所有する当社の株式の数 12,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1962年4月 三菱商事(株)入社  
1992年6月 同社取締役  
1995年6月 同社代表取締役常務  
1999年4月 同社代表取締役副社長 (2004年6月退任)  
2004年6月 三菱自動車工業(株)取締役副会長 (2005年1月退任)  
2007年10月 (株)ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長 (2009年11月退任)  
2009年12月 郵便局(株) (現日本郵便(株)) 代表取締役会長  
2012年10月 日本郵便(株)代表取締役会長 (2013年6月退任)  
2013年6月 日本郵便(株)顧問 (2014年3月退任)  
2013年7月 日本郵便(株)顧問兼三菱商事(株)顧問  
2014年4月 三菱商事(株)顧問  
2015年6月 当社取締役  
現在に至る

(重要な兼職の状況)

三菱商事(株) 顧問

9

社外取締役候補者  
とした理由及び  
期待される役割の  
概要等

古川洸次氏は、三菱商事株式会社代表取締役副社長、三菱自動車工業株式会社取締役副会長、株式会社ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長、日本郵便株式会社代表取締役会長等を歴任し、多様な業種における企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

古川洸次氏が顧問を務めている三菱商事株式会社並びに取締役を務めていた三菱自動車工業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社の各社は、当社の取引先であります。直近事業年度における各社と当社との間のその取引額は、いずれも双方の連結売上高（三菱商事株式会社においては連結決算における収益、株式会社ゆうちょ銀行においては経常収益、日本郵便株式会社においては営業収益）の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

古川洸次氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が7年となります。



再任

社外

独立

10

さかね まさひろ  
坂根 正弘生年月日 1941年1月7日生  
所有する当社の株式の数 9,700株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1963年4月 (株)小松製作所入社  
 1989年6月 同社取締役  
 1994年6月 同社常務取締役  
 1997年6月 同社専務取締役  
 1999年6月 同社代表取締役副社長  
 2001年6月 同社代表取締役社長  
 2003年6月 同社代表取締役社長兼CEO  
 2007年6月 同社代表取締役会長  
 2010年6月 同社取締役会長  
 2013年4月 同社取締役相談役  
 2013年6月 同社相談役  
 2015年6月 当社取締役  
 2019年7月 (株)小松製作所顧問  
 現在に至る

## (重要な兼職の状況)

(株)小松製作所 顧問  
 武田薬品工業(株) 社外取締役

社外取締役候補者  
 としての理由及び  
 期待される役割の  
 概要等

坂根正弘氏は、株式会社小松製作所代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

坂根正弘氏が顧問を務めている株式会社小松製作所は、当社の取引先でありませんが、直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

坂根正弘氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が7年となります。



再任

社外

独立

女性

さいとう きよみ  
齋藤 聖美 (戸籍上の氏名：武井聖美)

生年月日 1950年12月1日生  
所有する当社の株式の数 9,700株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年4月 (株)日本経済新聞社入社  
1975年9月 ソニー(株)入社  
1984年8月 モルガンスタンレー投資銀行入行  
1990年1月 同行エグゼクティブディレクター (1992年2月退任)  
2000年4月 (株)ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券(株)) 代表取締役社長  
2015年6月 当社取締役  
2021年10月 ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役  
現在に至る

#### (重要な兼職の状況)

ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役  
昭和電工(株) 社外監査役  
かどや製油(株) 社外取締役

#### 社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割の 概要等

齋藤聖美氏は、モルガンスタンレー投資銀行エグゼクティブディレクター等を歴任した後、株式会社ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券株式会社) を設立、長年にわたり代表取締役社長を務め、起業家、企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

齋藤聖美氏が代表取締役を務めているジェイ・ボンド東短証券株式会社と当社との間に取引関係はありません。

齋藤聖美氏が2014年6月から2017年6月まで社外取締役を務めていた株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るなど、その職責を果たしておりました。

齋藤聖美氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が7年となります。



再任

社外

独立

すずき ようち  
鈴木 庸一生年月日 1950年9月25日生  
所有する当社の株式の数 600株

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月 外務省入省  
 2003年4月 外務省経済局審議官  
 2005年9月 在ボストン総領事  
 2008年12月 外務省経済局長  
 2010年8月 駐シンガポール大使  
 2013年8月 駐フランス大使  
 2016年6月 政府代表 関西担当大使  
 2017年3月 政府代表 国際貿易・経済担当大使  
 2018年4月 外務省退官  
 2021年6月 当社取締役  
 現在に至る

(重要な兼職の状況)  
 帝人(株) 社外取締役

社外取締役候補者  
 としての理由及び  
 期待される役割の  
 概要等

鈴木庸一氏は、駐シンガポール大使、駐フランス大使等を歴任し、国際貿易・経済担当大使として政府代表を務めるなど、国際経済交渉の専門家であり、外交官としての豊富な経験、高度な識見を有しています。当社におきましては、2021年6月取締役就任後、グローバルな観点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

鈴木庸一氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が1年となります。



新任

社外

独立

13

社外取締役候補者  
とした理由及び  
期待される役割の  
概要等

さいとう たもつ  
齋藤 保

生年月日 1952年7月13日生  
所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月 石川島播磨重工業(株)入社（現(株)IHI）  
2008年4月 (株)IHI取締役執行役員航空宇宙事業本部長  
2011年4月 同社代表取締役副社長  
2012年4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者  
2016年4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者  
2017年4月 同社代表取締役会長  
2020年4月 同社取締役  
2020年6月 同社相談役  
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)IHI 相談役  
(株)かんぽ生命保険 社外取締役  
沖電気工業(株) 社外取締役  
古河電気工業(株) 社外取締役

齋藤 保氏は、株式会社IHIの代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。就任後はこれまでの経営経験を活かし、経営の専門家として当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を果たしていただけることが期待できるため、新たに社外取締役候補者とするものであります。また、就任後は人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員を委嘱する予定です。

齋藤 保氏が相談役を務めている株式会社IHIは、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高（株式会社IHIにおいては、連結決算における売上収益）の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

齋藤 保氏が2008年4月から2020年6月まで取締役を務めていた株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたことが判明しました。同社は本事案について、2019年3月29日に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理するよう命令を受け、同年4月9日に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けております。

また、齋藤 保氏が2017年6月から社外取締役を務める株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏及び齋藤 保氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び鈴木庸一氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、齋藤 保氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。
3. 当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び鈴木庸一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び鈴木庸一氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、齋藤 保氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、押味至一氏、天野裕正氏、茅野正恭氏、越島啓介氏、石川 洋氏、勝見 剛氏、内田 顕氏、平泉信之氏、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び鈴木庸一氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告47ページに記載のとおりであります。なお、各候補者の再任が承認された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。また、齋藤 保氏の選任が承認された場合は、同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告47ページに記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各取締役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中川雅博氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。



再任

社外

独立

なかがわ まさひろ  
**中川 雅博**

生年月日 1958年1月5日生  
所有する当社の株式の数 4,100株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 (株)住友銀行入行(現(株)三井住友銀行)  
2010年4月 (株)三井住友銀行執行役員不動産法人営業部長  
2012年4月 同社執行役員法人部門副責任役員(法人審査第一部)(2013年9月退任)  
2013年10月 (株)SMBC信託銀行代表取締役社長  
2015年6月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員(2018年4月退任)  
2018年6月 当社常勤監査役  
現在に至る

社外監査役候補者  
とした理由等

中川雅博氏は、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長等を歴任し、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見を有しています。また、当社におきましては、2018年6月常勤監査役就任後、これまで主に経営・金融・財務の観点から発言を行っており、現在、監査役会の議長を務めております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外監査役候補者とするものであります。

当社は、中川雅博氏が2018年4月まで代表取締役副社長を務めていた株式会社SMBC信託銀行からの直近事業年度末時点における借入はありません。同社との間で工事の請負の取引がありますが、直近事業年度におけるその取引額は、連結売上高の1%未満であります。また、当社は、同氏が2013年9月まで執行役員を務めていた株式会社三井住友銀行との間で運転資金の借入、工事の請負等の取引がありますが、当社及び当社の連結子会社の直近事業年度末時点における同社からの借入残高は連結総資産の約3%、同事業年度における同社からの工事の請負等の取引額は、連結売上高の1%未満であり、同氏の社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。

中川雅博氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役の在任期間が4年となります。



- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中川雅博氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、中川雅博氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、中川雅博氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、中川雅博氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中川雅博氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告47ページに記載のとおりであります。なお、中川雅博氏の再任が承認可決された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告47ページに記載のとおりであります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各監査役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

## (添付書類)

### 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### 第125期（2021年度）主要業績

売上高

2兆796億円

前期比 9.0%増

経常利益

1,521億円

前期比 8.9%増

親会社株主に帰属する  
当期純利益

1,038億円

前期比 5.4%増

##### (1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大と鎮静化が繰り返される中、一時的に停滞する局面もみられましたが、全体としては欧米を中心に回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢などの地政学的リスクにより先行きの不透明感は高まりました。

我が国経済につきましては、感染防止対策と社会経済活動の両立が図られ、輸出や生産などに持ち直しの動きがみられたものの、感染症は依然として景気回復に向けたリスク要因となっております。

国内建設市場におきましては、企業の投資意欲が次第に高まったことに加え、公共投資が底堅く推移したことから、建設需要は増加傾向となりましたが、受注競争の厳しさは継続しました。建設コストに関しましては、鉄鋼や石油製品等の資材価格が上昇する状況が続きました。

こうした中、当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）」に基づき、建設事業と開発事業を中核として、国内外で事業を推進してまいりました。

その結果、当期における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

建設事業受注高は、海外受注高が増加し、前期比12.2%増の1兆9,298億円（前期は1兆7,201億円）となりました。

売上高は、当社建築事業及び海外関係会社の売上高が増加し、前期比9.0%増の2兆796億円（前期は1兆9,071億円）となりました。

利益につきましては、海外関係会社の売上総利益は増加したものの、当社売上総利益の減少及び販管費の増加などにより、営業利益は前期比3.1%減の1,233億円（前期は1,272億円）となりました。経常利益は、開発事業に係る営業外収益の増加などが加わり、同8.9%増の1,521億円（同1,397億円）となりました。特別損益は、政策保有株式（上場株式）の売却等により投資有価証券売却益を計上した一方で、ミャンマーにおけるヤンキン地区複合開発に関する減損損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は同5.4%増の1,038億円（同985億円）となりました。

## (2) セグメント別の状況（各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値）

## 土木事業

当社における建設事業のうち土木工事に関する事業

建設事業  
受注高2,685億円  
前期比 20.6%減

売上高

2,718億円  
前期比 18.8%減

営業利益

196億円  
前期比 34.1%減

受注高は、国内民間工事の受注高減少を主因に、前期比20.6%減の2,685億円（前期は3,380億円）となりました。

売上高は、大きく進捗した大型工事が少ないことなどから、前期比18.8%減の2,718億円（前期は3,347億円）となりました。営業利益は、売上総利益率は向上したものの、売上高減少を主因に、同34.1%減の196億円（同298億円）となりました。

## 建築事業

当社における建設事業のうち建築工事に関する事業

建設事業  
受注高8,822億円  
前期比 1.7%増

売上高

9,206億円  
前期比 17.7%増

営業利益

501億円  
前期比 13.4%減

受注高は、前期を上回る8,822億円（前期は8,672億円）となりました。

売上高は、手持ちの大型工事の施工が着実に進捗したことなどから、前期比17.7%増の9,206億円（前期は7,822億円）となりました。営業利益は、大型竣工工事が少ないことなどから売上総利益率が前期を下回ったことを主因に、同13.4%減の501億円（同578億円）となりました。

## 開発事業等

当社における不動産開発全般に関する事業及び意匠・構造設計、その他設計、エンジニアリング全般の事業

売上高

524億円  
前期比 27.7%減

営業利益

112億円  
前期比 35.3%減

前期は不動産販売事業における大型物件の引渡しがあり、売上高、営業利益ともに高い水準であったことから、売上高は前期比27.7%減の524億円（前期は725億円）、営業利益は同35.3%減の112億円（同174億円）となりました。

## 国内関係会社

当社の国内関係会社が行っている事業であり、主に日本国内における建設資機材の販売、専門工事の請負、総合リース業、ビル賃貸事業等

建設事業  
受注高

1,932億円  
前期比 1.3%減

売上高

3,161億円  
前期比 16.4%減

営業利益

162億円  
前期比 4.8%減

経常利益

202億円  
前期比 3.2%減

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益

147億円  
前期比 0.1%減

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び国内関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、前期と概ね同水準の1,932億円（前期は1,956億円）となりました。

売上高は、「収益認識に関する会計基準」等の適用に伴い、建設資機材販売等における代理人取引の売上高（純額）が減少したことを主因に、前期比16.4%減の3,161億円（前期は3,780億円）となりました。営業利益は、建設事業の売上総利益減少を主因に、同4.8%減の162億円（同171億円）となりました。

また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はともに前期と同水準を維持し、それぞれ、202億円（前期は209億円）、147億円（同147億円）となりました。

## 海外関係会社

当社の海外関係会社が行っている事業であり、北米、欧州、アジア、大洋州などの海外地域における建設事業、開発事業等

建設事業  
受注高

6,704億円  
前期比 71.7%増

売上高

6,239億円  
前期比 27.6%増

営業利益

264億円  
前期比 285.5%増

経常利益

476億円  
前期比 260.2%増

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益

248億円  
前期比 242.6%増

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び海外関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、北米、東南アジアなど各地域ともに増加し、前期比71.7%増の6,704億円（前期は3,905億円）となりました。

売上高は、北米、欧州において建設事業、開発事業等ともに増加したことを主因に、前期比27.6%増の6,239億円（前期は4,891億円）となりました。営業利益は、北米における開発事業等の売上総利益が大幅に向上したことなどから、感染症の影響が長期化する東南アジアの営業損失を補い、同285.5%増の264億円（同68億円）となりました。

また、開発事業に係る営業外収益及び特別利益も増加したことなどから、減損損失を計上したものの、経常利益は前期比260.2%増の476億円（前期は132億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、同242.6%増の248億円（同72億円）となりました。

## 当期の主な受注工事

<b>建築</b>	西日本鉄道(株)	福ビル街区建替プロジェクト
<b>海外</b>	ザ・ハワード・ヒューズ・コーポレーション	ヴィクトリア プレイス アット ワードビルレジ (米国)
<b>建築</b>	(株)IHI、三菱地所(株)	(仮称) 豊洲4-2街区開発計画 B棟新築工事
<b>建築</b>	(株)東京流通センター	(仮称) 東京流通センター物流A棟建替計画
<b>土木</b>	西日本高速道路(株)	新名神高速道路城陽工事

## 当期の主な完成工事

<b>建築</b>	大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合	大宮門街
<b>建築</b>	京阪神ビルディング(株)	京阪神 OBPビル新築工事
<b>建築</b>	三井不動産(株)	三井不動産ロジスティクスパーク市川塩浜Ⅱ新築工事
<b>海外</b>	Samkoo Hawaii社	セントラル アラモアナ コンド (米国)
<b>土木</b>	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線、大聖寺川橋りょう他工事

### (3) 対処すべき課題

#### 経営環境の見通し

世界経済において、新型コロナウイルス感染症の影響が収束する時期を見通すことは困難であるものの、感染症対策の効果による各種制限の緩和に加え、脱炭素社会への移行などサステナビリティ課題解決に向けた投資の拡大により、経済の活性化が進展することを期待しております。しかしながら、ウクライナ情勢などの地政学的リスクが高まる中、資源価格の上昇や金融市場の変動などが経済に与える影響を注視する必要がありますと考えております。

建設市場におきましても、国内外における建設投資の回復傾向が継続することが期待され、特にデジタル化や再生可能エネルギーなどに関連する需要は高まりをみせております。一方で、資機材の価格が一段と上昇することが懸念され、調達面での対策が必要となっております。また、国内におきましては、次世代の担い手確保の観点から、協力会社を含む建設業従事者の処遇改善と働き方改革、並びに生産性向上を一層推進していくことが求められております。

#### 「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）-未来につなぐ投資-」の推進

このような経営環境の中、当期を開始年度とする新たな中期経営計画は、①中核事業の一層の強化、②新たな価値創出への挑戦、③成長・変革に向けた経営基盤整備とESG推進を3つの柱としております。この計画に基づき、直面する課題に対応して、業績の維持向上を図るとともに、中長期的な成長に向けた投資を実施しております。

#### 【経営目標の達成状況】

中期経営計画では、計画最終年度である2023年度から2030年度までの中長期的な経営目標を定めておりますが、当期については、国内建設事業の安定した業績確保に加えて、従前から取り組んできた海外における事業基盤の構築と戦略的な投資の成果として、2023年度目標を上回る水準を達成しており、引き続き、高水準の業績確保を目指してまいります。

経営目標	2021年度 実績	2023年度 目標	2024～26年度 目標	2030年度 目標
売上高	2兆796億円	2兆2,500億円程度	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,038億円	950億円以上	安定的に 1,000億円以上	1,300～ 1,500億円以上
ROE	11.4%	10%を上回る水準		

### 【投資計画の進捗状況】

3年間の中期経営計画期間中に、総額8,000億円の投資と開発事業における3,600億円の売却による回収を計画しており、当期は総額2,520億円の投資、1,070億円の回収を行いました。中核事業の強化とともに、新たな価値創出に向けた成長投資を継続的に推進してまいります。

投資計画	2021年度 実績	2021～23年度 計画
国内開発事業（売却による回収）	510億円（110億円）	1,900億円（800億円）
海外開発事業（売却による回収）	1,420億円（960億円）	4,500億円（2,800億円）
R&D・デジタル	180億円	550億円
戦略的投資枠	210億円	600億円
その他設備投資	200億円	450億円
投資総額／ネット投資額	2,520億円／1,450億円	8,000億円／4,400億円

### 【主要施策の取り組み状況】

#### ① 中核事業の一層の強化

建設事業においては、成長領域を見据えた提案力、設計施工力、エンジニアリング力の強化を進め、重点分野である再開発事業や生産・物流施設等において大型工事を受注しております。また、自動化施工等の技術開発とデジタル化の推進により、次世代建設生産システムを進化させ、生産性の更なる向上を図っております。設計段階からデジタル化を進めることにより施工との連携を強め、顧客ニーズへの対応力を高めるとともに、設計仕様・数量の早期確定を図り迅速な調達につなげるなど、資材価格の上昇対策にも注力しております。

開発事業においては、米国や欧州を中心に投資の成果が業績に貢献しはじめております。国内外の景気動向を見極め、リスク管理を徹底した投資と回収を計画的に進めることにより、効率性の高い投資サイクルを継続してまいります。

引き続き、国内外において、中核事業である建設事業、開発事業の相乗効果を高めるとともに、事業展開地域間の連携・補完により、建設事業及び開発事業に関わるあらゆるフェーズにおいて持続的に価値を提供できるバリューチェーンの構築を図ってまいります。

### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・秋田県沖2件、千葉県沖1件の洋上風力発電事業の建設工事に協力企業として参画
- ・自動化施工技術「A<sup>4</sup>CSEL (クワッドアクセル) for Tunnel」の実坑道での施工試験開始
- ・みなとみらい21中央地区58街区「横濱ゲートタワー」(当社開発・設計施工)の完成、まちびらき
- ・米国・欧州の流通倉庫開発事業において37件新規着手、22件売却
- ・国内外の設計・エンジニアリング、情報システム開発、専門工事会社などのM&A、資本提携

### ② 新たな価値創出への挑戦

建設や街づくりの知見・データを活用するとともに、オープンイノベーションや投資を通じた異業種・ベンチャー企業との提携により、環境・エネルギー、スマートシティ・スマートソサエティ、インフラ運営など有望分野での事業展開を進めております。

また、オープンイノベーションと新たなビジネスの創出を更に進めるため、技術開発に積極的なシンガポールにおいて、先進的技術を研究・開発するための新拠点「The GEAR」(2023年完成予定)を建設中であります。

### ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・ポーランドにおいて再生可能エネルギー発電施設の開発事業に進出
- ・北海道河東郡鹿追町において水素の製造・販売等のサプライ事業を行う合併会社を設立
- ・熱海インフラマネジメント合同会社を設立し、道路運営事業(熱海ビーチライン)を取得
- ・ロボット開発等を推進する建設RXコンソーシアムの設立(2022年3月末時点、会員数:46社)
- ・デジタル関連等先端技術を保有する複数のベンチャー企業への出資、共同研究開発

### ③ 成長・変革に向けた経営基盤整備とESG推進

全ての企業行動の根底となるコンプライアンスを最重要課題と認識し、サプライチェーン全体において、法令遵守、品質及び安全等の様々なリスクへの対応を強化しております。

次世代の担い手確保に関しては、技能労働者の処遇改善と安全・品質管理の強化につながる重層下請構造改革に挑戦するとともに、協力会社の人材育成を目的として「鹿島パートナーカレッジ」を開設しました。また、当社グループの持続的な成長を担う多様な人材を確保・育成するための新しい研修施設「KX-LAB」の開設や、生産性を高められる柔軟な働き方・職場環境の整備を進めております。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、資源循環、生物多様性も含めた環境・エネルギー課題の解決を目指す「鹿島環境ビジョン:トリプルZero2050」に基づく活動を積極的に推進してまいります。



## ■ 当期における成果、取り組み事例

- ・ ESG経営を推進する「サステナビリティ委員会」の立ち上げ
- ・ 協力会社の経営幹部候補や技能者など34名が「鹿島パートナーカレッジ」を受講
- ・ 緊密な業務連携と効率的な組織運営を目的に、土木・建築部門の本社機能等を再配置
- ・ 鹿島本社ビル及び西調布実験場を100%グリーン電力化
- ・ NEDOグリーンイノベーション基金事業「CO<sub>2</sub>を用いたコンクリート等製造技術開発プロジェクト」、  
「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」に参画

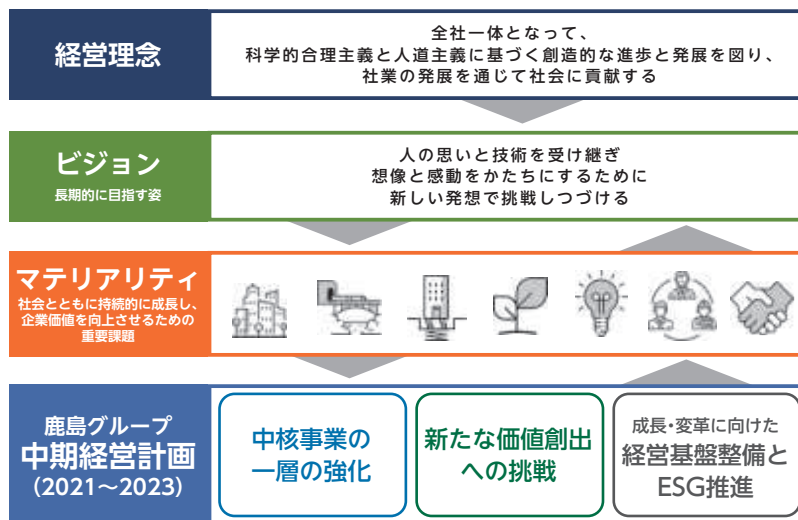
(ご参考) 当社グループの「ビジョン」と「マテリアリティ (重要課題)」

当社グループは、持続的に成長するためには、多様な人材を呼び込み、外部リソースと連携しながら価値を共創することが重要であるとの認識のもと、当社グループが目指す方向性を明確にした「ビジョン」を定めております。

また、SDGsをはじめとする社会課題と事業活動の関連を整理し、社会課題の解決と当社グループの持続的成長を両立させるための「マテリアリティ (重要課題)」を2020年度から特定しております。

「鹿島グループ中期経営計画 (2021～2023) -未来につなぐ投資-」は、「経営理念」に加え、「ビジョン」、  
「マテリアリティ (重要課題)」と結びついております。

### [理念体系・中期経営計画の位置づけ]



[ビジョン]

ビジョンステートメント

人の思いと技術を受け継ぎ  
想像と感動をかたちにするために  
新しい発想で挑戦しつづける

大切にしたい価値観

■ 開放性

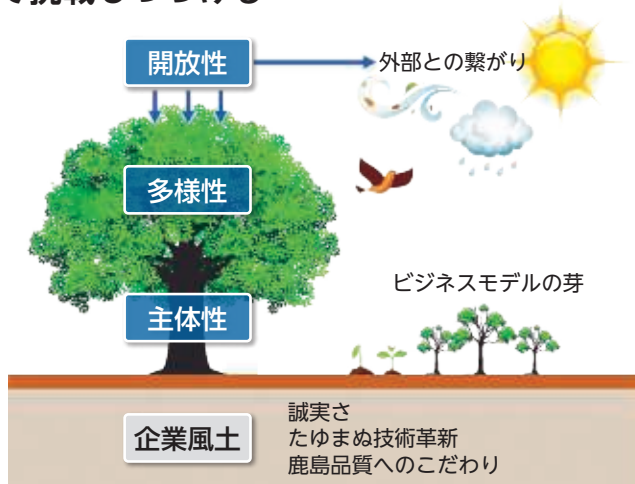
事業創出やR&Dに必要なリソースや刺激を外部に求め、変化への適応力がある

■ 多様性

多様な人材や働き方を重視し、尖った発想や異なる価値観を認め合う受容力がある

■ 主体性

イニシアチブを発揮し、新たな価値領域への仕掛けをまとめ上げる構想力がある



[マテリアリティ（重要課題）と関連するSDGs]

社会

社会課題：地域社会の活性化、ワークスタイル変化への対応、都市機能の高度化

1  新たなニーズに応える機能的な都市・地域・産業基盤の構築

3  8  11 

社会課題：社会インフラの維持更新

2  長く使い続けられる社会インフラの追求

9  11  12 

社会課題：防災能力・レジリエンス向上、防災対応の高度化、災害復興


3  安全・安心を支える防災技術・サービスの提供

9  11 

環境

社会課題：気候変動への対応、エネルギーの有効活用と安定供給、生物多様性の保全、資源循環の推進

4  脱炭素社会移行への積極的な貢献

7  12  13   
14  15 


事業継続の基盤







社会課題：品質の確保・向上

5  たゆまぬ技術革新と鹿島品質へのこだわり

11  12 

社会課題：労働生産性の向上、技能労働者の処遇改善、人材育成  
パートナーシップ強化、労働安全の確保、ダイバーシティ

6  人とパートナーシップを重視したものづくり

3  4  5   
8  10  17 

社会課題：公正な事業慣行、コンプライアンス、人権の尊重

7  企業倫理の実践

16 

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第122期 (2018年度)	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	第125期(当期) (2021年度)
売上高(百万円)	1,974,269	2,010,751	1,907,176	2,079,695
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	109,839	103,242	98,522	103,867
1株当たり当期純利益(円)	211.67	200.99	193.13	208.00
自己資本当期純利益率(ROE)(%)	15.5	13.4	11.8	11.4
総資産(百万円)	2,091,175	2,172,108	2,164,806	2,337,741
純資産(百万円)	756,924	796,020	884,806	953,566

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第125期の期首から適用しており、第125期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考：当社の財産及び損益の状況)

区 分	第122期 (2018年度)	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	第125期(当期) (2021年度)
売上高(百万円)	1,280,366	1,305,057	1,189,562	1,244,923
当期純利益(百万円)	97,078	80,136	82,829	72,192
1株当たり当期純利益(円)	186.74	155.72	162.06	144.29
総資産(百万円)	1,546,981	1,593,643	1,558,909	1,642,964
純資産(百万円)	545,421	563,176	638,435	656,485

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第125期の期首から適用しており、第125期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (5) 重要な子会社の状況等

(2022年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大興物産株式会社	百万円 750	98.1%	建設資材・建設機械等の加工及び販売、内外装工事等の請負
鹿島道路株式会社	百万円 4,000	100.0	舗装工事の設計・施工、土木・建築工事の請負又は受託
鹿島リース株式会社	百万円 400	100.0	建物及び附帯設備、各種機器等のリース・売買
カジマユーエスエー インコーポレーテッド	百万米ドル 5	100.0	北米における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマアジアパシフィックホールディングス ピーティーイーリミテッド	百万シンガポールドル 560	100.0	アジアにおける子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマヨーロッパリミテッド	百万ポンド 81	100.0	欧州における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマオーストラリア ピーティーワイリミテッド	百万豪ドル 250	100.0	大洋州における子会社の統括及び関係会社への投融資

上記に掲げた重要な子会社7社を含む連結子会社は148社、持分法適用会社は131社であります。

## ② 技術提携の状況

主な技術提携は、株式会社竹中工務店、清水建設株式会社他43社とのロボット施工・IoT分野に関するもの「建設RXコンソーシアム」、デンカ株式会社、株式会社竹中工務店及び日本コンクリート工業株式会社とのカーボンネガティブコンクリート開発に関するもの、日立造船株式会社との浮体式洋上風力発電基礎の量産化・低コスト化技術に関するものであります。

## (6) 主要な事業内容

(2022年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業及び設計・エンジニアリング事業等を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（(特-29)第2100号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(14)第991号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (7) 主要な営業所等

(2022年3月31日現在)

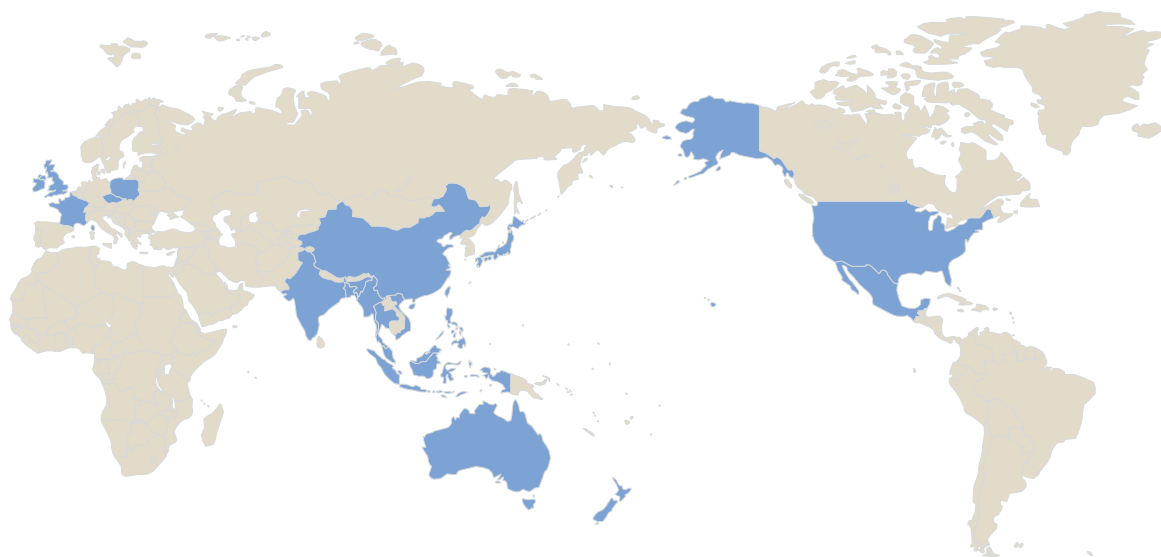
### ① 国内

本社	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、東京土木支店（東京都港区）、東京建築支店（東京都港区）、横浜支店（横浜市）、北陸支店（新潟市）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）
技術研究所	（東京都調布市）
子会社	大興物産株式会社（東京都港区） 鹿島道路株式会社（東京都文京区） 鹿島リース株式会社（東京都港区） ケミカルグラウト株式会社（東京都港区） 鹿島建物総合管理株式会社（東京都新宿区）

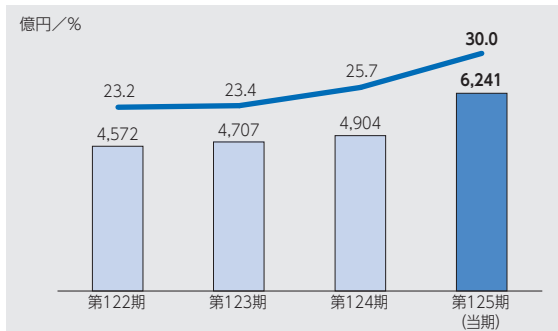
### ② 海外

子会社	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド（米国） カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド（シンガポール） カジマ ヨーロッパ リミテッド（英国） カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド（オーストラリア） 中鹿營造股份有限公司（台湾）
-----	---

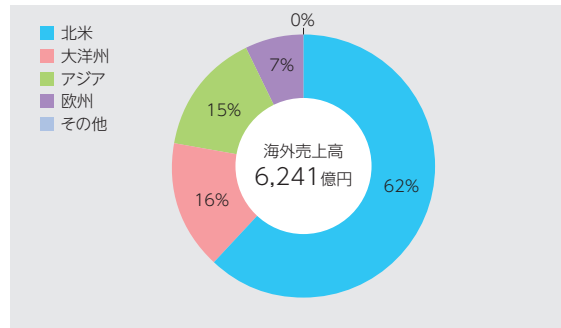
(ご参考) 当社グループの主な活動地域



■ 海外売上高／海外売上高比率の推移



■ 海外地域別売上高 (当期)



## (8) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
21,357 <sup>名</sup>	+492 <sup>名</sup>

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。  
なお、当社及び連結子会社の従業員数は、19,295名であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,080 <sup>名</sup>	+91 <sup>名</sup>	44.1 <sup>歳</sup>	18.3 <sup>年</sup>

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。  
なお、出向、留学生等を含めた在籍者数は、8,497名であります。

## (9) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達として、2022年3月に無担保社債（サステナビリティボンド）を100億円発行いたしました。また、資金調達手段として、銀行借入れのコミットメントラインを総額1,500億円設定しております。

## (10) 主要な借入先

(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	66,220
株式会社みずほ銀行	34,826
三井住友信託銀行株式会社	28,455
株式会社三菱UFJ銀行	24,234
SMBC Bank International plc	10,967



## (11) 設備投資の状況

当社グループの当期中に実施いたしました設備投資の総額は580億円であり、このうち、主なものは次のとおりであります。

- ・熱海インフラマネジメント合同会社（当社連結子会社）

熱海ビーチライン有料道路・施設

開発事業 土地・建物等の購入

なお、当期中に完成した主な設備の状況は、次のとおりであります。

- ・当社 横濱ゲートタワー

開発事業 土地購入・建物等の建設

また、当期において継続中又は計画中の主な設備の状況は、次のとおりであります。

- ・当社 東京工業大学田町キャンパス土地活用事業

開発事業 建物等の建設

- ・カジマ・ヤンキン・PPP・カンパニー・リミテッド（当社連結子会社）

ミャンマー・ヤンキン地区複合開発<sup>(注)</sup>

開発事業 建物等の建設

(注) 当期中に事業計画の変更（スケジュールの変更）を決定したことにより、当期において当該資産の帳簿価額の全額を減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### ① 当社における独占禁止法違反事件について

2018年3月23日に当社及び当社社員1名が起訴された東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事（品川駅及び名古屋駅）に関する独占禁止法違反事件につき、当社は2021年3月1日に東京地方裁判所から罰金2億5,000万円の判決を受け、当社社員1名についても執行猶予付き有罪判決を受けました。

当社は、本件工事が類例のない難工事であり、指名競争見積手続が開始される5年ほど前から同開始直前まで、発注者が当社以外の特定の会社にのみ技術検討などを依頼していたことを含む種々の事実関係を主張し、独占禁止法適用の前提である「競争」が存在していない状況にあったことを主たる理由に一貫して無罪を主張してまいりました。当社側の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、事実認定を含め、原判決には承服できないことから、2021年3月10日に東京高等裁判所に控訴を提起しております。また、本件に関し、当社は2020年12月22日に公正取引委員会から、独占禁止法違反として排除措置命令を受けましたが、同命令における違反認定についても受け容れられるものではなく、当社は2021年6月21日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起しており、同地裁において審理が継続中であります。

② 当社に対する仲裁の申立てについて

当社を代表者とする共同企業体が施工した「東西高速道路東工区建設工事（アルジェリア）」に関し、2018年11月6日付で共同企業体の構成員である大成建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間（以下、3社を総称して「申立人」という。）から、当社の共同企業体代表者としての義務違反を理由に総額約1,062億円の損害賠償等の支払いを求め、一般社団法人日本商事仲裁協会宛に仲裁の申立てがあった件につき、審理が終結し、2021年11月17日に仲裁判断を受領しました。

本仲裁判断は、当社の義務違反に基づく損害賠償請求は認容せず、当社が共同企業体の財産として管理している余剰資金の分配請求のみを認容したものであり、併せて、当該余剰資金に対する商事法定利率による金員等を当社が申立人に対して支払うことを命じました。また、本仲裁判断は、当社が支払った弁護士費用を含む仲裁手続に関する費用の一部について申立人が当社に対して支払うことを命じました。

当社及び申立人は仲裁判断受領後速やかに本仲裁判断に従った金員の支払いを完了しており、その結果、当社は当期において15億9,350万円を特別損失に計上しております。

③ 子会社における公正取引委員会からの排除措置命令等と取消訴訟について

当社の子会社である鹿島道路株式会社が、全国において販売するアスファルト合材の販売価格決定に関し、独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月30日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び58億157万円の課徴金納付命令を受けた件につきましては、東京地方裁判所において取消訴訟の審理が継続中であり、同社としては、公正取引委員会の事実認定及び判断には誤りがある旨を引き続き主張しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,250,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 528,656,011株 (自己株式 35,270,929株を含む。)  
 (3) 株主数 58,721名 (前期末比 2,039名増)  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	84,983	17.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	27,293	5.53
鹿 島 公 子	15,849	3.21
鹿 島 社 員 持 株 会	9,347	1.89
株式会社三井住友銀行	8,871	1.80
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー 505234	7,603	1.54
公益財団法人鹿島学術振興財団	7,235	1.47
大正製薬ホールディングス株式会社	6,288	1.27
ゴールドマン・サックス証券株式会社 B N Y M	5,908	1.20
渥 美 伊 都 子	5,817	1.18

- (注) 1. 当社は自己株式35,270千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当期中に交付した株式報酬は次のとおりであります。なお、当社は、2021年7月13日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	44,400	6
執行役員	166,400	52

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,651,000株を総額9,999,931,600円で取得しております。また、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,463,700株を総額9,999,909,400円で取得しております。

(ご参考) 政策保有株式について

当社は、上場株式の保有について、発行会社との取引関係の維持・強化を通じて当社の企業価値向上に資すると判断される場合のみ政策的に保有する方針とし、同趣旨に照らして保有意義の低下した銘柄は、原則として売却する方針としております。

中期経営計画（2021～2023）においては、成長投資への充当原資として政策保有株式の更なる縮減（計画期間中に300億円以上売却）を目標に掲げており、2021年度の上場株式売却実績は、16銘柄（一部売却を含む）、148億円であります。

当社が保有する政策保有株式の当期末の貸借対照表計上額は、2,587億円、保有銘柄数は316銘柄（うち上場株式135銘柄）となっております。

① 2021年度に売却した上場株式 16銘柄（一部売却を含む）、148億円

② 政策保有株式の保有状況

	銘柄数（うち上場株式）	貸借対照表計上額
2020年度末	320銘柄（144銘柄）	2,665億円
2021年度末	316銘柄（135銘柄）	2,587億円

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	押 味 至 一	(株)日本建築住宅センター 社外取締役 東日本建設業保証(株) 社外取締役
代表取締役社長社長執行役員	天 野 裕 正	
代表取締役副社長執行役員	茅 野 正 恭	土木管理本部長、海外土木担当
代表取締役副社長執行役員	越 島 啓 介	海外事業本部長
取締役副社長執行役員	石 川 洋	営業本部長
取締役専務執行役員	勝 見 剛	総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部 管掌
取締役専務執行役員	内 田 顕	財務本部長
取 締 役	平 泉 信 之	(一財)鹿島平和研究所 会長
取 締 役	古 川 洽 次	三菱商事(株) 顧問
取 締 役	坂 根 正 弘	(株)小松製作所 顧問 武田薬品工業(株) 社外取締役
取 締 役	齋 藤 聖 美	ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役 昭和電工(株) 社外監査役 かどや製油(株) 社外取締役
取 締 役	鈴 木 庸 一	帝人(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 川 雅 博	
常 勤 監 査 役	熊 野 隆	
常 勤 監 査 役	鈴 木 一 史	
監 査 役	寺 脇 一 峰	弁護士 キューピー(株) 社外監査役 (株)商工組合中央金庫 社外監査役 芝浦機械(株) 社外取締役
監 査 役	藤 川 裕 紀 子	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 税理士法人会計実践研究所 代表社員 東洋証券(株) 社外取締役 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 相鉄ホールディングス(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 古川治次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 鈴木庸一の4氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 中川雅博、監査役 寺脇一峰、同 藤川裕紀子の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 古川治次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 鈴木庸一の4氏及び常勤監査役 中川雅博、監査役 寺脇一峰、同 藤川裕紀子の3氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 中川雅博氏は、長年にわたり銀行業務に携わり、株式会社三井住友銀行執行役員、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役 熊野 隆氏は、当社の支店管理部長、監査部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役 鈴木一史氏は、当社の経営企画部管理グループ長、関連事業部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 藤川裕紀子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
8. 代表取締役 渥美直紀、同 小泉博義の両氏は、2021年6月25日開催の第124期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
9. 常勤監査役 深田浩司氏は、2021年6月25日開催の第124期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	野 村 高 男	横浜支店長
副社長執行役員	松 崎 公 一	建築管理本部長
専務執行役員	松 嶋 潤	東京建築支店長
専務執行役員	高 田 悦 久	土木管理本部副本部長、機械部管掌
専務執行役員	鞆 田 茂	営業本部副本部長
専務執行役員	丸 亀 秀 弥	エンジニアリング事業本部長
専務執行役員	伊 藤 仁	建築管理本部副本部長
専務執行役員	風 間 優	東京土木支店長
専務執行役員	片 山 豊	中部支店長
専務執行役員	福 田 孝 晴	研究技術開発担当、建築構造担当、デジタル推進室・知的財産部管掌
専務執行役員	北 典 夫	建築設計本部長
常務執行役員	田 所 武 士	関東支店長
常務執行役員	勝 治 博	東北支店長
常務執行役員	山 田 安 彦	東京建築支店副支店長
常務執行役員	下 保 修	土木管理本部技師長
常務執行役員	木 村 宏	土木管理本部技師長
常務執行役員	吉 田 英 信	四国支店長
常務執行役員	新 川 隆 夫	環境本部長
常務執行役員	相 河 清 実	土木設計本部長
常務執行役員	田名網 雅 人	建築設計本部副本部長
常務執行役員	杉 本 弘 治	カジマ・オーバーシーズ・アジア・PTE・リミテッド取締役社長
常務執行役員	利 穂 吉 彦	技術研究所長
常務執行役員	市 橋 克 典	秘書室長、人事部・グループ事業推進部・総合事務センター管掌

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	田 中 栄 一	原子力担当
常務執行役員	内 田 道 也	カジマユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長
常務執行役員	大 石 修 一	カジマ・デベロップメント・PTE・リミテッド取締役社長
常務執行役員	米 澤 和 芳	東京建築支店副支店長
常務執行役員	小土井 満 治	土木管理本部プロジェクト推進統括部長、安全担当（土木）
常務執行役員	竹 川 勝 久	建築管理本部副本部長、安全担当（建築）
常務執行役員	茅 野 毅	関西支店長
執行役員	一方井 孝 治	エンジニアリング事業本部副本部長
執行役員	池 上 隆 三	中国支店長
執行役員	塩 沢 振一郎	営業本部副本部長
執行役員	吉 美 宗 久	営業本部副本部長
執行役員	新 妻 充	総務管理本部副本部長、広報室管掌
執行役員	小 林 伸 浩	東京建築支店副支店長
執行役員	藤 村 正	建築設計本部副本部長
執行役員	吉 弘 英 光	鹿島道路(株)代表取締役社長
執行役員	伊 藤 樹	建築管理本部副本部長
執行役員	芦 田 徹 也	北陸支店長
執行役員	塚 口 孝 彦	開発事業本部長
執行役員	森 山 善 範	技師長
執行役員	坂 東 正 敏	土木管理本部副本部長
執行役員	坂 田 昇	土木管理本部土木技術部長
執行役員	中 島 健 一	海外土木事業部長
執行役員	小 森 浩 之	九州支店長
執行役員	村 上 泰 雄	営業本部副本部長
執行役員	森 口 敏 美	土木管理本部副本部長
執行役員	黒 川 泰 嗣	建築設計本部副本部長
執行役員	山 本 徹	北海道支店長
執行役員	平 岡 雅 哉	建築設計本部副本部長
執行役員	高 林 宏 隆	経営企画部長
執行役員	太鼓地 敏 夫	土木管理本部土木企画部長
執行役員	吉 岡 伸 明	東京建築支店副支店長
執行役員	桐 生 雅 文	東京建築支店副支店長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役押味至一氏、天野裕正氏、茅野正恭氏、越島啓介氏、石川 洋氏、勝見 剛氏、内田 顕氏、平泉信之氏、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び鈴木庸一氏並びに監査役中川雅博氏、熊野 隆氏、鈴木一史氏、寺脇一峰氏及び藤川裕紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は補填されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、決定方針）を取締役会の決議により定めており、その概要は下記のとおりです。

#### 基本的な考え方

- 優秀な経営陣の確保・保持に資する報酬水準とする。
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しい報酬体系とする。
- 経営目標に対する達成度に連動した報酬及び当社株価に連動した報酬を導入し、中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する。
- 客観性と透明性が担保された報酬決定プロセスとする。

#### a 報酬制度

- 取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）において、役員報酬に関する基本的な考え方や報酬制度及び報酬水準などについての協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しています。
- 取締役には、役位（執行役員を兼務する場合の執行役員の役位を含む。以下同じ）ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬を支給します。報酬額全体における固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合は概ね下記のとおりです（賞与が基準額の場合）。



	固定報酬（月例報酬）	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
社長	60%	25%	15%
それ以外の取締役	70	15	15

ただし、非常勤取締役及び社外取締役には、月例報酬のみを支給します。

○固定報酬（月例報酬）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 月例報酬の合計額は、月額6,000万円以内とする。（2005年6月29日第108期定時株主総会にて決議、決議時における取締役の員数は14名）
- (ii) 新しく取締役役に就任すること又は取締役を退任することに伴う月例報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
- (iii) 役位が昇進した取締役の月例報酬額は、原則として役位昇進日をもって改定する。

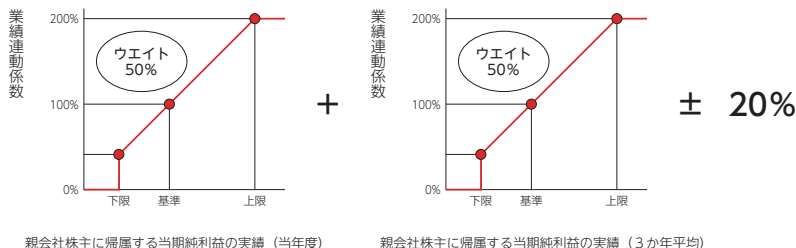
○業績連動報酬（賞与）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 賞与の合計額は、年額3億円以内とする。（2017年6月29日第120期定時株主総会にて決議、決議時における社外取締役を除く取締役の員数は11名）
- (ii) 賞与は、事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じ、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
- (iii) 賞与は、原則、役位ごとに定めた賞与基準額に、「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」と「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」に対するそれぞれの業績連動係数の平均をベースとし、目標達成率やESG要素などを考慮して±20%の範囲で加減算した評価係数を乗じて算出する。業績連動係数は200%を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益が一定基準以下の場合には0%とする。

<算定式>

賞与額 = 賞与基準額 × 評価係数※

※「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」の業績連動係数×50% + 「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」の業績連動係数×50% ± 20%



業績連動報酬としての賞与に係る指標として評価係数を選択した理由は、単年度の連結業績に加え直近3か年の平均を加味することにより、①中期的な視点に基づく経営のインセンティブがあること、②工期が概ね2～3年という建設業の業態に親和性があること、③適時適切な損失計上を阻害しないことなどである。

- (iv) 重大なコンプライアンス違反があった場合などは、賞与を不支給とする、又は減額することがある。
- (v) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任が9か月以上の場合には算定額の満額を、在任が6か月以上9か月未満の場合は算定額の半額を支給し、在任が6か月未満の場合は支給しない。

○株式報酬の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 株式報酬の合計額は、年額3億円以内とする。(2019年6月25日第122期定時株主総会にて決議、決議時における社外取締役を除く取締役の員数は9名)
  - (ii) 役位ごとに定めた基準額に応じた譲渡制限付株式報酬の交付について毎年取締役会にて決定し、対象取締役に交付する。
  - (iii) 譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。
  - (iv) 対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は60万株を上限とする。
- b 役位ごとに定めた月例報酬額、賞与基準額及び株式報酬額は、原則として3年毎に見直します。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定します。

## ② 監査役の報酬等の額の決定に関する方針に係る事項

監査役には、固定報酬としての月例報酬を支給します。各監査役の月例報酬額は、勤務の態様等を勘案のうえ、監査役の協議により定めます。

月例報酬の合計額は、月額1,500万円以内とします。(1994年6月29日第97期定時株主総会にて決議、決議時における監査役の員数は5名)

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	14 (4)	390 (56)	180 (-)	70 (-)	640 (56)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	116 (58)	-	-	116 (58)
計	20	506	180	70	756

- (注) 1. 上記業績連動報酬(賞与)の額は、当期において費用計上した、取締役7名に対する役員賞与を記載しております。  
 2. 上記株式報酬の額は、当期において費用計上した、取締役8名に対する譲渡制限付株式報酬並びに海外居住となる取締役1名に対する金銭による代替報酬を記載しております。

なお、業績連動報酬（賞与）については、「ガバナンス・報酬委員会」において協議を行い、その助言・提言を踏まえ、役位ごとに定めた賞与基準額に乗じる評価係数を210.0%として支給することについて、取締役会にて審議、決定しております。

- ④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）において、決定方針との整合性を含めて協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

### ② 当期における主な活動状況

取締役 古川治次

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長を務め、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議、取りまとめのうえ、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 坂根正弘

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 齋藤聖美

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 鈴木庸一

2021年6月就任後に開催の取締役会11回の全てに出席し、主に外交官としての国際経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

常勤監査役 中川雅博

当期開催の取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、主に経営・金融・財務の観点から、必要に応じて発言を行っており、監査役会では議長を務めております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

監査役 寺脇一峰

当期開催の取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

監査役 藤川裕紀子

当期開催の取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |        |
|---|--------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額          | 97百万円  |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 165百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況並びに当該期の報酬見積の相当性を確認、検討した結果、これに同意しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

(注) 1. 「公認会計士又は監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含んでおります。  
2. 「会社法又は金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令を含んでおります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当であると判断した場合に、解任又は不再任を決定する方針であります。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、この方針に基づき内部統制システムを整備、運用しております。

### 【基本方針】

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
- ② コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインを策定し、研修を実施する。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ② 社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ③ 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④ 当社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行う。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 経営管理については、「グループ事業推進規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
- ③ グループ会社は、「グループ事業推進規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。
- ④ 当社グループのリスク管理に係る規程を定めるほか、グループ会社に対しては「グループ事業推進規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用させるとともに、適切な報告を求める。
- ⑤ グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはグループ事業推進部(若しくは海外事業本部)に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
- ⑥ 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

#### (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、所属する監査役補助者は監査役の指示に従いその職務を行う。
- ② 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
- ③ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

#### (7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ④ 監査役職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
- ⑤ 監査役職務執行のための環境整備に努める。

## (8) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

### 【運用状況の概要】

#### (1) コンプライアンスに関する体制

2021年10月に、関係法令や社内の方針・規程等の制定・改正、社会情勢の変化などを踏まえ、当社のコンプライアンス・マニュアルである「鹿島グループ企業行動規範実践の手引き」を改訂し、全役員・従業員に周知しました(第7版)。グループ会社においても、同改訂版をもとに、各社のコンプライアンス・マニュアルを適宜見直しました。

当社グループの役員及び従業員を対象とするeラーニングを用いた「鹿島グループ企業行動規範」に関する研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図っており、その実施状況は「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び「リスク管理連絡会議」に適宜報告、確認を行いました。

個別分野では、腐敗防止に対する取り組み姿勢をより明確にするため、2021年4月に「鹿島グループ贈収賄防止方針」を制定し、国内外のグループ会社を含め展開を図りました。また協力会社との適正な関係の保持に向け、社内ルールの徹底を図り、発注業務全般にわたり個別取引内容の審査・査定をより厳格に行うように見直しました。

独占禁止法違反防止については、引き続き2018年に制定した「談合防止管理規程」に基づく社内手続きの遵守徹底と、弁護士・法務部・監査部による監査、本社・各支店における研修会の実施等により、適正な受注活動のより一層の推進を図っております。

企業倫理通報制度は、当社グループ又は協力会社の従業員等から匿名でも通報可能としております。社外にも複数の通報窓口を設置し利便性・実効性を確保しており、寄せられた通報に対しては適切に対応しました。

#### (2) リスク管理に関する体制

開発投資、新規事業などの実施にあたっては、専門委員会が事業に係るリスクの把握と対策を審議したうえで、基準に則り取締役会や経営会議において審議を行いました。開発事業資産については、案件ごとに価値下落リスク等を把握し、その総量を連結自己資本と対比し一定の水準に収める管理を実施しています。また、当社グループのリスク管理体制の運用状況の把握、評価を行うとともに、リスク管理の方針及び重大リスク事案への対応等について審議する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を2回開催し、その結果並びに2021年度に顕在化した重大リスクと対応状況、2022年度のリスク管理重点課題等を取締役に報告しました。

加えて、本社のリスク所管部署の担当者が定期的に集まり、当社グループに関するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、更にはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有する「リスク管理連絡会議」を24回開催し、重要な情報については適宜「コンプライアンス・リスク管理委員会」、取締役会に報告しました。顕在化したリスク事案については、同委員会の事務局が当社グループのリスク情報を一元管理し、対応状況を継続的にフォローしています。



これらのリスク管理体制について、監査部が内部監査を行い、その結果を取締役に報告しました。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、重点的なリスク管理を継続しています。サイバー攻撃を想定した訓練を実施し組織的な対応力の向上に取り組んだほか、当社グループの役員及び従業員を対象としたeラーニングを用いた教育並びに協力会社に対する啓発活動などを実施しました。

また、災害時の事業継続計画(BCP)を策定しており、首都直下地震等を想定した実践的なBCP訓練を実施するなど、企業としての防災力、事業継続力の更なる向上に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防と感染拡大防止を最優先しつつ、事業継続と被害最小化を図るため、情報収集とリスク想定を行い、国内外従業員への行動指示、協力会社への指導ほか必要な対策を実施しています。

### (3) 財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価、審議する「財務報告に係る内部統制評価委員会」を開催し、その結果を取締役に報告しました。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

取締役会を14回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認を行いました。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、取締役会の付議事項を除く経営全般の重要事項を審議決定する経営会議を37回開催したほか、特別役員会議を11回開催し、取締役会及び経営会議での決議・報告事項を全執行役員等に周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行いました。

### (5) グループ経営管理に関する体制

「グループ事業推進規程」に則り、グループ会社の重要事項の決定及び業績、財務状況等を管理しております。また、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣しております。

### (6) 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制

監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、更に会計監査人、内部監査部門、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。

また、監査役会及び監査役の円滑な監査遂行のため、監査役室に専従の従業員を4名配置しております。

### (7) 内部監査に関する体制

業務執行部門から独立した監査部が、会計及び業務活動に関する適正性並びに財務報告に係る内部統制の有効性等について、グループ会社を含めて監査を実施しました。また、その活動状況を取締役会及び監査役に報告しました。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,390,711</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,107,668</b>
現金預金	273,303	支払手形・工事未払金等	501,962
受取手形・完成工事未収入金等	726,563	短期借入金	174,731
有価証券	187	コマーシャル・ペーパー	40,000
営業投資有価証券	11,897	未払法人税等	22,701
販売用不動産	74,040	未成工事受入金	124,112
未成工事支出金	9,408	開発事業等受入金	5,918
開発事業支出金	183,132	完成工事補償引当金	12,086
その他の棚卸資産	4,658	工事損失引当金	13,836
その他の引当金	109,478	役員賞与引当金	141
貸倒引当金	△ 1,957	その他の引当金	212,176
<b>固 定 資 産</b>	<b>947,030</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>276,507</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>427,581</b>	社債	50,000
建物・構築物	158,111	長期借入金	95,173
機械・運搬具・工具器具備品	15,990	繰延税金負債	1,662
土地	239,279	再評価に係る繰延税金負債	20,689
建設仮勘定	9,110	退職給付に係る負債	63,184
その他の引当金	5,089	持分法適用に伴う負債	1,205
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14,898</b>	その他の引当金	44,592
<b>投資その他の資産</b>	<b>504,550</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,384,175</b>
投資有価証券	355,871	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	69,019	<b>株 主 資 本</b>	<b>809,114</b>
退職給付に係る資産	1,311	資本金	81,447
繰延税金資産	10,144	資本剰余金	42,313
その他の引当金	71,380	利益剰余金	731,275
貸倒引当金	△ 3,177	自己株式	△ 45,921
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>136,590</b>
		その他有価証券評価差額金	105,356
		繰延ヘッジ損益	△ 730
		土地再評価差額金	21,498
		為替換算調整勘定	10,588
		退職給付に係る調整累計額	△ 122
		<b>非支配株主持分</b>	<b>7,861</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>953,566</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,337,741</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,337,741</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上	1,797,794	
減価償却	281,901	2,079,695
売上原価	1,613,910	1,823,979
売上総利益	183,884	
営業外費用	71,831	255,715
営業利益		132,332
配当金	11,880	123,382
投資利益	6,966	
その他	11,853	34,682
費用	3,981	
利息	2,362	
損失	21	
その他	943	5,961
経常利益	2,634	152,103
特別利益		
売却益	17,698	
その他	259	17,958
特別損失		
減損	16,453	
その他	3,237	19,690
当期純利益		150,370
法人税	48,961	
法人税調整	1,258	50,220
当期純利益		100,150
非支配株主に帰属する当期純損失		3,717
親会社株主に帰属する当期純利益		103,867

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	81,447	43,271	654,128	△ 26,172	752,675
会計方針の変更による累積的影響額			1,404		1,404
会計方針の変更を反映した当期首残高	81,447	43,271	655,533	△ 26,172	754,080
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 1,002			△ 1,002
剰余金の配当			△ 28,125		△ 28,125
親会社株主に帰属する当期純利益			103,867		103,867
自己株式の取得				△ 20,007	△ 20,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		44		258	303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 958	75,741	△ 19,749	55,034
当期末残高	81,447	42,313	731,275	△ 45,921	809,114

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	其他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	112,242	△ 659	21,498	△ 10,352	△ 565	122,163	9,967	884,806
会計方針の変更による累積的影響額							0	1,405
会計方針の変更を反映した当期首残高	112,242	△ 659	21,498	△ 10,352	△ 565	122,163	9,967	886,212
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 1,002
剰余金の配当								△ 28,125
親会社株主に帰属する当期純利益								103,867
自己株式の取得								△ 20,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分								303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 6,886	△ 71		20,941	443	14,426	△ 2,106	12,320
当期変動額合計	△ 6,886	△ 71	—	20,941	443	14,426	△ 2,106	67,354
当期末残高	105,356	△ 730	21,498	10,588	△ 122	136,590	7,861	953,566

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>871,645</b>	<b>流動負債</b>	<b>789,714</b>
現金預手	143,233	支払手形	1,079
受取預手	4,681	短期借入金	359,994
子記簿未収債	5,305	短期借入金	68,821
完成工事未収債	525,247	リース債	40,000
有償営業投資	47	未払法人税等	685
当座預金	11,897	未払工事受入	20,180
売掛金	33,272	未払事業受入	86,411
完成工事等支	5,795	預完工事補償引当	2,270
発注の引当	71,855	完工事損失引当	108,470
倒引当	70,393	工事損失引当	10,863
貸倒引当	△ 84	その他	13,790
<b>固定資産</b>	<b>771,319</b>	<b>固定負債</b>	<b>196,764</b>
有形固定資産	298,356	社長期借入金	50,000
建物	100,048	繰上債	40,508
機械器具	1,222	繰上債	1,712
運搬具	1,991	繰上債	590
土地	188,067	繰上債	19,815
建物	1,410	繰上債	55,174
一設の資産	5,421	繰上債	213
倒引当	192	繰上債	28,750
<b>無形固定資産</b>	<b>6,513</b>	<b>負債合計</b>	<b>986,479</b>
投資その他の資産	466,449	<b>純資産の部</b>	
関係会社株	272,955	<b>株主資本</b>	<b>536,732</b>
その他の関係会社株	134,457	資本金	81,447
長期前払債権	26,452	資本剰余金	45,575
破産更生の引当	19,145	資本剰余金	20,485
貸倒引当	64	資本剰余金	25,090
	2,543	資本剰余金	455,057
	16,751	資本剰余金	455,057
	△ 5,920	資本剰余金	8,209
		資本剰余金	51
		資本剰余金	358,997
		資本剰余金	87,799
		資本剰余金	△ 45,346
		資本剰余金	<b>119,752</b>
		資本剰余金	99,669
		資本剰余金	0
		資本剰余金	20,082
		資本剰余金	<b>656,485</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,642,964</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,642,964</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

「」参考

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	1,192,511	
売上高	52,412	1,244,923
売上原価	1,052,590	
売上原価	38,201	1,090,792
営業総利益	139,920	
営業総利益	14,211	154,131
販売費及び一般管理費		73,041
営業利益		81,090
営業外収益	12,676	
営業外収益	2,726	15,402
営業外費用	1,527	
営業外費用	1,003	
営業外費用	1,558	4,089
経常利益		92,403
特別利益	13,300	
特別利益	2	13,302
特別損失		3,310
税引前当期純利益		102,395
法人税、住民税及び事業税	29,995	
法人税等調整額	206	30,202
当期純利益		72,192

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	投資勘定 特別積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	81,447	20,485	25,045	35	8,382	25	306,997	94,662	△ 25,597	511,483		
会計方針の変更による累積的影響額								939		939		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	81,447	20,485	25,045	35	8,382	25	306,997	95,602	△ 25,597	512,423		
当期変動額												
剰余金の配当								△ 28,178		△ 28,178		
別途積立金の積立							52,000	△ 52,000		—		
特別償却準備金の取崩				△ 35				35		—		
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 173			173		—		
投資勘定特別積立金の積立						26		△ 26		—		
当期純利益								72,192		72,192		
自己株式の取得									△ 20,007	△ 20,007		
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分			44						258	303		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	44	△ 35	△ 173	26	52,000	△ 7,803	△ 19,749	24,309		
当期末残高	81,447	20,485	25,090	—	8,209	51	358,997	87,799	△ 45,346	536,732		

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	106,869	—	20,082	126,951	638,435
会計方針の変更による累積的影響額					939
会計方針の変更を反映した 当期首残高	106,869	—	20,082	126,951	639,375
当期変動額					
剰余金の配当					△ 28,178
別途積立金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
投資勘定特別積立金の積立					—
当期純利益					72,192
自己株式の取得					△ 20,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分					303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 7,199	0		△ 7,199	△ 7,199
当期変動額合計	△ 7,199	0	—	△ 7,199	17,110
当期末残高	99,669	0	20,082	119,752	656,485

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

鹿島建設株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鹿島建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

鹿島建設株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

### 鹿島建設株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中川 雅 博 ㊟

常勤監査役 熊 野 隆 ㊟

常勤監査役 鈴 木 一 史 ㊟

監 査 役（社外監査役） 寺 脇 一 峰 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤川 裕紀子 ㊟

以 上

(ご参考)

## 当社グループの主な完成工事



### ■横濱ゲートタワー（横浜市）

横浜駅からみなとみらい21地区への玄関口に完成した複合ビルです。横浜の新名所としてプラネタリウムも併設しました。当社は事業者として参画し、設計・施工を担当しました。



### ■NXグループビル（東京都）

日本通運㈱の本社機能をはじめ、陸・海・空の機能を持つ支店及びグループ会社を集約した「NXグループ統合拠点」です。



### ■愛媛県立新居浜病院（愛媛県）

救命救急センターと地域周産期母子医療センターを有し、東予地域の医療を支える中核病院の建替え工事です。免震構造の採用など、災害拠点病院としての機能も強化しました。



### ■小田原三の丸ホール（神奈川県）

小田原市の新たな文化・芸術の拠点となる、オーケストラピットを有する2層1,105席の大ホールや小ホール、ギャラリーなどを備えた多目的施設です。



おおみやかどまち

### ■大宮門街（さいたま市）

北陸・北海道新幹線の開業に伴い、これまで以上に重要性が高まる大宮駅の基盤強化を目的とした再開発事業で、商業・オフィス・市民ホールからなる複合施設です。



### ■FNB Tower（米国）

ノースカロライナ州シャーロットに位置する29階建て複合ビルです。環境認証制度「LEED」「Green Globe」を取得、無柱空間を実現しています。



### ■北陸新幹線 細坪橋りょう他（石川県）

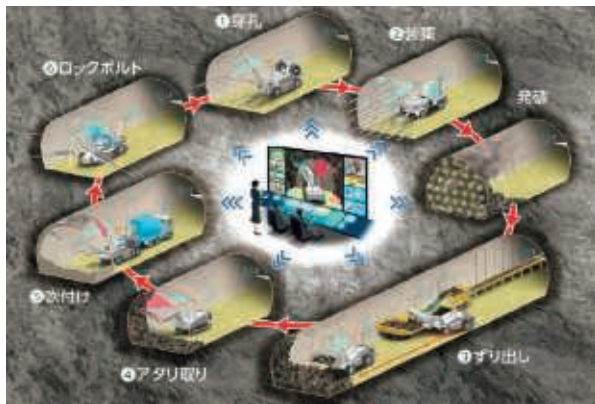
2023年度末に開業予定の北陸新幹線 金沢～敦賀間の延伸工事で、交通量の多い国道8号を跨ぐ細坪架道橋は、鉄道橋として国内最大支間のコンクリート橋です。



### ■The Harrington Collection（豪州）

ニューサウスウェールズ州シドニーのシンボル、オペラハウスとハーバーブリッジの絶景を独占できる好立地に完成した地上8階、58住戸の高級集合住宅です。

## 技術開発



「A<sup>4</sup>CSEL for Tunnel」のコンセプト



自動吹付機による切羽面の吹付けの様子

### 自動化施工の適用拡大と遠隔地の複数現場の一括管制が可能に

建設機械の自動運転を核とした次世代の建設生産システム「A<sup>4</sup>CSEL<sup>®</sup>（クワッドアクセル）」の適用拡大に向け、ダム工事を対象とした「A<sup>4</sup>CSEL for Dam」に続き、山岳トンネル工事を対象とした自動化施工システム「A<sup>4</sup>CSEL for Tunnel」の開発を進めています。2021年6月、施工技術総合研究所（静岡県）内に設けた模擬トンネルにおいて、山岳トンネル工事における自動ホイールローダによるずり出し作業及び自動吹付機による吹付け作業の自動化を実現しました。

また、クワッドアクセルを導入する複数現場の建設機械を一括管制し、自動化施工を同時に実施できる「遠隔集中管制システム」を開発しました。2021年10月、本システムを活用した技術実証として、秋田県、奈良県、神奈川県 の3箇所で稼働している建設機械を、本社内（東京都）に設けた集中管制室から一括管制し、自動運転と遠隔操作による作業を同時に行うことに成功しました。



遠隔集中管制システム





セミサブ型ハイブリッド浮体



ウィンドファームイメージ

## 洋上風力発電の低コスト化プロジェクトに参画

日立造船株式会社と当社は、グリーンイノベーション基金事業として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が公募した「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトのうち「浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業」に採択され、今年3月に事業を開始しました。「セミサブ型ハイブリッド浮体の量産化・低コスト化」をテーマに、浮体式基礎の最適化、浮体式基礎の量産化及びハイブリッド係留システムについて、共同で研究開発を行います。

日立造船は世界初の巡回式浮体橋や沈埋函など大型海洋構造物を数多く手がけています。当社も沈埋函やハイブリッドケーソンなどの大型海洋構造物の設計、施工実績が豊富であり、陸上風力及び着床式洋上風力において国内ではトップランナーです。双方の技術力を融合し、カーボンニュートラル社会の実現を目指します。

## トピックス



ミーティングルーム

### 次世代リーダー育成に向けた新研修施設 「KX-LAB」の本格運用を開始

約60年間にわたり社員の子供たちを育ててきた「鹿島児童館」を当社設計・施工のもとコンバージョンし、次世代リーダー育成を主な目的とした新研修施設「KX-LAB」を開設しました。

『「気づき」、「学び」、「実践」を通じた主体的な成長の場』をコンセプトに、経営陣との対談やワークショップなど様々なイベントを通して、社員の自律的な成長を促す場となることを目指しています。



完成イメージ

### (仮称) 鶴見研修センターが起工

当社の建築施工・設備系及び施工系グループ会社の若手社員の教育の場として、実務体験を通じた研修施設「(仮称) 鶴見研修センター」を建設中です。

昨今、施工技術や管理ツールは常に進化をしておりますが、この施設での研修を通じて、育成の早期化と技術の深耕を図るとともに、施工管理を行ううえで「変わるもの」と「変わらないもの」を丁寧に教育していきます。



授業で発表する生徒（東京都立千早高等学校）



## 全国各地に広がる当社開発の高校生向け教材「100年を創造するチカラ」

次の100年をつくる人材育成の一助になることを願い、高校の探究の時間で活用できる教材「100年を創造するチカラ」を開発し、2021年度は、36校・6,786名の生徒たちに無償提供しました。

当社が携わったプロジェクトを題材に「まち」、「世界遺産」、「伝統継承」、「共生」の4つのテーマから、生徒の皆さんが未来をつくる一人として、自分が大切にしたいことを探究していく内容になっています。

人々の“想い”がカタチになり、まち・社会が作られていく。次の100年、社会がどのように変化していくのか、探究・課題解決から未来について考えることの重要性を“実際の当社のプロジェクト”を題材に学ぶことができるのが本教材の大きな特徴です。

当社が社会貢献活動の柱の一つとして注力している次世代教育を通じて、建設業への理解や興味を深め、業界が抱える課題「担い手確保」にもつながっていくことを期待しています。

## ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み



五感に訴えるウェルネス空間「そと部屋®」

※1 人間の「健康」に焦点を置いた国際的な環境評価システム

※2 感染症の流行時やその他緊急事態において、来訪者や従業員などの健康と安全に配慮した施設であることを評価するシステム

### 技術研究所本館研究棟がWELL認証プラチナ、WELL健康安全性評価を取得

技術研究所本館研究棟において、WELL認証<sup>※1</sup>の最高ランクであるプラチナ及びWELL健康安全性評価<sup>※2</sup>を取得しました。WELL認証プラチナの取得においては、ウェルネスオフィスの実現に向けた取り組みのうち、特に五感に訴えるウェルネス空間「そと部屋®」が高く評価されました。今後とも建物利用者の快適性、知的生産性、健康面、安全性に配慮した空間の実現を、積極的に提案していきます。



主振動台と実験場内観

### 鹿島本社ビル及び西調布実験場を100%グリーン電力化

今年3月から本社ビルと技術研究所西調布実験場で使用する全ての電力を、再生可能エネルギー由来のグリーン電力に切り替えました。これにより、当社の常設事業所における電力使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を約25%削減できます。本社ビルは環境性能評価 CASBEE の最高位 Sランクを実現したオフィスビルですが、更なる環境負荷低減を目指し、また技術研究所西調布実験場は、高性能3次元振動台などを有し、当社の常設事業所の中でも最大の電力量を必要とする実験施設群であるため、グリーン電力化を実施しました。





## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金 受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL ( <a href="https://www.kajima.co.jp/">https://www.kajima.co.jp/</a> )
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031

### 株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

**【証券会社で口座を開設されている株主様】**  
 口座を開設されている証券会社にご連絡ください。  
**【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】**  
 特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にご連絡ください。  
 ※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)が承ります。

単元未滿株式の  
買取手数料 単元株式数当たりの売買委託手数料相当額  
 を買い取った単元未滿株式数で按分した額  
 及びこれにかかる消費税額等の合計額  
 上場金融商品取引所 東京証券取引所・名古屋証券取引所

### 株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは株式の税務関係のお手続きでも必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている証券会社又は特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にお届出いただく必要があります。

#### ●株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未滿株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

### 特別口座で株式を保有されている株主様へ

2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した「特別口座」で管理されております。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

#### ■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が単元株式(100株単位)のお取り引きをされる場合は、特別口座と同一名義で開設された証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要がありますので、特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)へお問い合わせください。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設ください。口座の開設手続き等につきましては、お取り引き予定の証券会社にお問い合わせください。

#### ■単元未滿株式の買取請求

100株に満たない株式(単元未滿株式)につきましては、株主様は当社に対して買取請求(売却)する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取り引きをされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三井住友信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未滿株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

# ■ 定時株主総会会場ご案内図

当日のご来場をお控えください。

会場

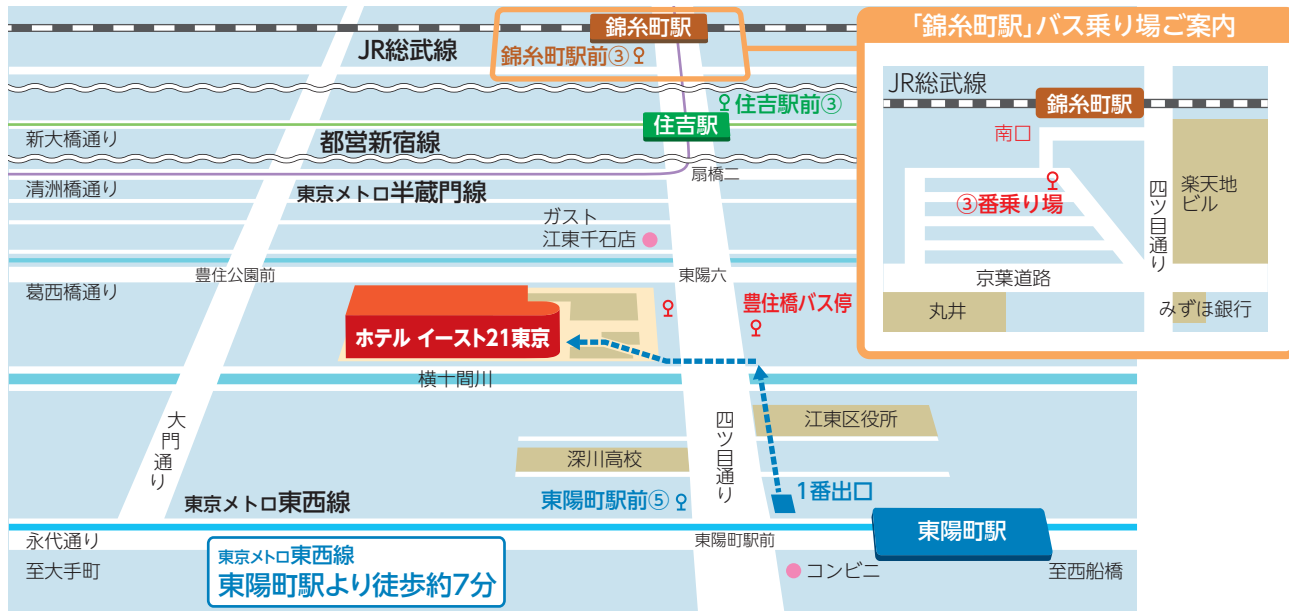
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール

東京都江東区東陽六丁目3番3号

電話：03-5683-5683

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時



## 最寄り駅のご案内

地下鉄

○ 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口（大手町寄り）右手へ徒歩約7分（約650m）

（ご参考）東陽町駅前⑤番乗り場より都営バスで約3分

門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車

東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車

地下鉄

○ 都営新宿線

○ 東京メトロ半蔵門線

「住吉駅」A3出口 住吉駅前③番乗り場より都営バスで約10分

東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

JR

総武線

「錦糸町駅」南口 錦糸町駅前③番乗り場より都営バスで約15分

東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

